随意契約ガイドライン

令和2年1月 上尾市総務部契約検査課

目 次

1	基本的な考え方	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約の判別フロー	2
4	契約締結までの事務	3
5	政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号~第 9 号の考え方	5
	(1) 一定額以下の契約 (政令第167条の2第1項第1号)	5
	(2) 競争入札に適しない契約をするとき (政令第167条の2第1項第2号)	6
	(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	9
	(4)新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	11
	(5) 緊急の必要によるもの (政令第167条の2第1項第5号)	11
	(6) 競争入札に付することが不利なもの (政令第167条の2第1項第6号)	12
	(7)時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	14
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき	15
	(9)競争入札において落札者が契約を締結しないとき	15
6	留意事項	16
7	新年度当初から履行が必要な契約の準備	18
8	公表について	19

1 基本的な考え方

上尾市(以下「市」という。)が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による契約は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法によらないで、市が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約を締結することができる要件は、地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の2第1項で定める場合に限られています。随意契約は、競争に付した場合の期間を短縮することができ、かつ市が、契約の相手方となるべき者を任意に選定するものなので、特定の資産、信用、能力等のある相手方を選ぶことができます。

しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。

このガイドラインは、随意契約を締結する場合において、政令に規定する随意契約 に係る標準的な解釈、指針等を庁内で統一し、公正な契約事務が行えるよう定めるも のです。

各発注担当課において、随意契約を締結する場合は、本ガイドラインを参考にしながら、法令根拠、随意契約とする理由、その相手方を選定した理由を明確にし、契約の適正執行に努めてください。

なお、本ガイドラインで示したものに該当すれば、直ちに随意契約とするべきものではなく、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

また、過去に随意契約としていたものも、改めて点検し、契約の相手方の選定方法 について、適宜見直しを行ってください。

2 ガイドラインの対象

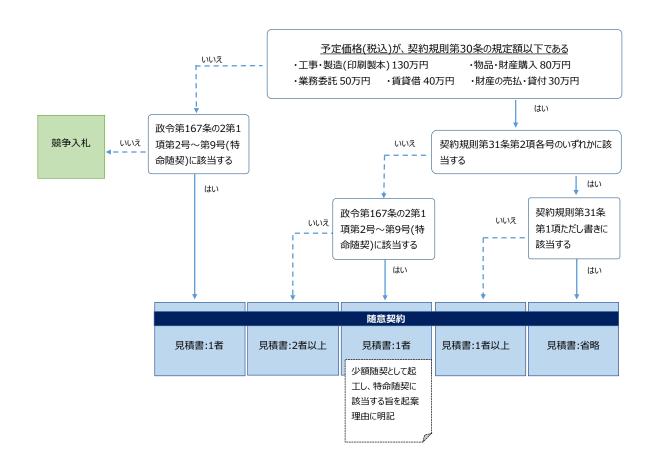
随意契約ガイドラインの対象は、市が締結する全ての契約とします。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、政令第167条の2第1項 各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとしま す。

3 随意契約の判別フロー

随意契約とすることができるのは、予定価格が上尾市契約規則(以下「契約規則」という。)第30条に規定する契約の種類に応じた金額以下の場合(=少額随契)と、政令第167条の2第1項第2号~第9号に該当し、契約を締結できる業者が1者に限定される場合(=特命随契)に限られます。



4 契約締結までの事務

契約事務の執行については、「上尾市契約事務執行要綱」に定めていますが、ポイントは以下のとおりです。

(1) 起工(見積徴取の起案)

契約規則第31条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、1万円以上の随意契約を行う場合には、見積書の徴取が必要です。契約管理システムを利用して起工用帳票を出力し、起工伺を起案してください。設計金額の積算において参考見積を基にする場合、見積書を2者以上から徴取し、比較検討するとともに取引の実例価格等を調査するなど、積算根拠を確認し、適正な価格にする必要があります。

(2) 予定価格の設定

随意契約についても競争入札と同様に、予定価格を設定しますが、政令第167条の2第1項第1号の規定に該当する契約については設計金額を予定価格とみなし、予定価格書の作成は省略します。

なお、単価契約や賃貸借契約の場合は、単価や賃貸借の月額の設計金額を積算し 予定価格を設定しますが、政令第167条の2第1項第1号の規定に該当するか否 かは、単価や月額ではなく、委託限度額(又は請負限度額)や賃貸借契約期間の総 額により判断します。

予定価格の決定者は、以下のとおりであり、契約検査課が『予定価格書』を作成 し、起工と併せ決裁を受けます。

【予定価格の決定者】

設計金額(税込み)	決定者
2,000万円以上	市長
1,000万円以上2,000万円未満	副市長
1,000万円未満	総務部長 (上下水道部長)

(3) 見積合わせ

随意契約の見積合わせは紙媒体の見積書により行うため、案件名、履行場所、業者名、金額等は、すべて見積業者が記入します。なお、以下の例による場合は、提出された見積書が無効となることがあります。

【無効となる例】・案件名の誤記

- ・見積業者の押印のない見積書
- ・金額を訂正した見積書
- ・記載すべき事項の記入のない見積書
- ・封印されていない見積書

(4) 契約の締結

見積合わせを行い契約相手が決定したときは、契約管理システムを利用して契約 用帳票を出力し、支出負担行為票を起票してください。予定価格書を作成した場合 は綴り込みます。

なお、政令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合は、契約検査課長への合議は不要ですが、それ以外の随意契約については契約検査課長(契約金額により総務部次長→総務部長(契約事務の手引き参照))への合議が必要です。

注意

≪設計金額が 1,000 万円以上(税込)の契約≫

設計金額が 1,000 万円以上(税込)の建設工事・業務委託等に係る請負業者の 選定に関しては、建設工事等請負業者審査委員会における審査を経た上で、決定 するものとなっており、随意契約においてもこの審査が必要となります。

≪複数年に渡る事業(業務)のデータ等の引継ぎ≫

前業務に引き続き実施する一体の関係にある調査、計画、基本・実施設計等に係る契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要なすべてのデータ等が市に帰属する旨を特記仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするように努めてください。

5 政令第167条の2第1項第1号~第9号の考え方

(1) 一定額以下の契約 (政令第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が政令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に 定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のもの については、競争入札に付さないで、随意契約によることができることとされていま す。

契約規則第30条では、次のように契約の種類及び内容ごとに随意契約のできる額の範囲を定めています(以下「少額随意契約」という。)。ただし、額の範囲内であっても、競争性を排除するものではなく、2者以上から見積書を徴取することが原則です。

号	契約の種類及び内容	予定価格 (税込)	説明
1	工事又は製造の請負	130 万円以下	工事の請負⇒建設工事、建築物修繕など
			製造の請負⇒印刷製本(地図作成など)、緞帳
			製作など
2	財産の買入れ	80 万円以下	不動産、動産の買入れ(地上権、特許権など
			の無形財産を含む)
3	物件の借入れ	40 万円以下	不動産、動産の借入れ⇒賃貸借、レンタル
			など
4	財産の売払い	30 万円以下	不動産、動産の売払い(地上権、特許権など
			の無形財産を含む)
5	物件の貸付け	30 万円以下	不動産、動産の貸付け
6	前各号に揚げるもの	50 万円以下	役務の提供⇒測量・設計業務、清掃・警備
	以外のもの		業務など

【特記事項】

- ※1号と他の号の理由とが競合した場合には、1号を適用する。
- ※「工事の設計監理」は「製造の請負」に含まない。
- ※デザイン (キャラクタ含む) や文面の作成等を依頼する場合は、「業務委託」となる。 出来上がっている原稿を印刷する場合 (チラシ、封筒印刷等) は、「印刷製本」となる。 1度印刷した物を増刷する場合は、「印刷製本」となる。
- ※「物件の借入れ」、「物件の貸付け」の場合は、年額または総額による。
- ※単価契約の場合は、委託限度額(又は請負限度額)限度額による。
- ※長期継続契約の場合は、賃貸借契約期間の総額による。

注意

意図的な分割発注等の禁止

契約規則第30条は、一定額以下の金額については事務の軽減を図るため随意契約できるという規定ですが、本来競争入札に付す案件を合理的な理由もなく、意図的に分割し、少額随意契約の案件としてはなりません。

そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

<禁止行為>

- ・意図的に設計を分割し少額随意契約を行う
- ・年1回(一括)の契約ができる同じ仕様の物品や業務について、納期ごとに分割し少額随意契約を行う。
- ・仕様にすべての内容を含めず設計金額を引き下げ少額随意契約にし、契約後に 変更契約や付帯工事(業務)を行う。

(2) 競争入札に適しない契約をするとき (政令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなります。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の目的」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されています。

【特記事項】

この号は、契約規則第31条第2項第4号に該当し、1者からの見積りのみで契約 (以下「特命随意契約」という。)することができますが、後述の第6号とは異なりますので注意してください。

注意

当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上本当に不可能であるのか、また、契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているのか、精査した上で見積業者を選定しなければならない。

・同一契約が毎年度行なわれる場合は、時代の経過等により状況が変化し、新た に対応可能な事業者が出現することも考えられるため、情報収集に努め競争入 札の可否についての検討を行ってください。

【工事等の例】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないと認められる工事
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要があると認められる工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等、施工者が特定される補修、増築等の工 事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等をする必要があると認められる工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とするもの又は現場の状況等に精通した者に 施工させる必要があると認められる工事
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならないと認められる工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等をする必要があると認められる工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があると認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合 契約規則第31条第1項(郵便切手、郵便葉書、収入印紙、官報等)
- ② 市の行為を秘密にする必要があると認められる場合 試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できないと認められる場合 不動産の買入れ等
- ④ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術(特許等)を必要とすると認められる場合 市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる必要があると認められる場合 特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができないと認められる場合 特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を 有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する必 要があると認められる場合

- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのあると認められる場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されていると認められる場合
- ⑩ 施設の維持管理において、他の施設(市以外の者が所有管理する施設を含む) と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理 をしているものに委託する必要があると認められる場合
- ① 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されると認められる場合
- ② 企画提案方式等により選考された者と契約する必要があると認められる場合
- ③ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う必要があると認められる場合(この場合単年度の契約とする)

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(政令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障 害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下こ の号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉 サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行 支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号にお いて「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者 基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会にお ける作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受け ている施設をいう。以下この号において同じ。) 若しくはこれらに準ずる者として総 務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活 困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生 活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」とい う。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する 生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設に おいて製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することに つき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限 る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品 を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ る契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施 設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第6 8号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に 規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定める ところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則 で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭 和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこ れに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を 受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でそ の事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養 しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母 子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又 は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けること が生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通 地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される 者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共 団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために、必要な随意契約を締結することができるとされています。この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉関連施設等において製作された物品を当該福祉関連施設等から買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事請負契約は該当しません。

この号を適用して契約した例として、(公)上尾市シルバー人材センターとの契約がありますが、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、規則第30条の2の規定により、契約を締結する前にあっては契約の相手方の決定方法、契約の選定基準等を公表し、契約を締結した後にあっては契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を公表しています。

また、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が制定されたことを受け、市は率先して障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会の増大を図るため、上尾市障害者優先調達推進方針を定め、調達実績を公表することとしています。

【特記事項】

(公) 上尾市シルバー人材センターとの契約について

(公)上尾市シルバー人材センターが会員に提供する業務は、「臨時的かつ 短期的な就業又軽易な業務」で、なおかつ「他の雇用機会を浸食しない」業務 に限られています。「臨時的かつ短期的な就業」とは、生計の維持を目的とした 本格的な就業ではなく、月当たり10日程度以内の就業をいい、「軽易な業務」 とは、労働時間がおおむね週20時間を超えない範囲のものとされています。

また、市と(公)上尾市シルバー人材センターとの契約形態は、「業務委託契約」であり「労働者派遣契約」ではないため、直接労働者に対して指揮命令をすることはできません。

労働者派遣契約の場合は、公益財団法人いきいき埼玉と契約をすることになります。

注意

この号は、契約規則第31条第2項第4号に該当し、特命随意契約とすることができますが、民間企業の受注機会が減少につながるとの懸念もあることから随意契約にあたっては慎重に行うことが必要です。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき

(政令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

地方自治法施行規則第12条の3により市長の認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があって、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられています。

この号による随意契約の対象は、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

市では、この号を適用して契約をするときには第3号と同様の公表が必要となります。

(5) 緊急の必要によるもの

(政令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、災害その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続を取ると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、 経済上はなはだしく不利益を被るに至るような場合をいいます。

本号の適用には、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定する必要があり、単に事務処理が間に合わない等の事務の遅延により、競争入札に付する期間が確保できないというような理由では適用できません。

また、可能な場合には、複数の事業者から見積書を徴取するなど、経済的合理性に留意する必要があります。

【工事等の例】

- ① 以下のような緊急に施工しなければならない工事であり、かつ、競争入札に付 す時間的余裕がないと認められる場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械設備等の故障、施設等の損壊または不具合に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障により、緊急に機能を復旧する必要があると認められる場合
- ③ 感染症の発症により、蔓延防止のための薬品や衛生材料の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ④ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービス を提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利 便性低下が生じると認められる場合
- ⑤ 自然災害等により、緊急に調達の必要があると認められる場合
- ⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の点検などの災害の未然防止のための業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑧ 電気、機械設備等の故障、施設の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なうと認められる場合
- ⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務や災害発生時の住民避難に関する 業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑩ 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に必要と する備品を調達する必要があると認められる場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの (政令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

以下の例のように、本号は競争入札に付することが、随意契約によるよりも納期・ 工期や経費面で不利となることが認められる場合に該当します。本号を適用する場合 は、「不利となること」の理由を具体的に説明する必要があります。

【工事等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 施行中の工事(前工事)に引き続き施工される工事(後工事)で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にある

ため、一貫した施工が技術的に必要となる当該後工事

- イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用する後工事(ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ② 機器、設備、情報処理システム等の維持管理(運転、保守、監視、運用支援等を含む。)で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないと認められる場合ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任 区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。
- ③ 競争入札で業者が変わると経費がかさみ競争入札の実が失われてしまい、しかも 競争入札の場合には業者が変わる可能性が高いと認められる場合
 - ア 施設のドアや窓枠等に機器が多数取り付けてあり、業者の変更により当該機器 の取り換えが必要となる機械警備業務

【特記事項】

第6号は、見積相手方が1者となる場合があり、第2号と類似していますが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第6号は履行者が極めて限定されるものの、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合です。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(政令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定することが必要です。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点からも、慎重な判断が求められます。

【工事等の例】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる工事
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき

(政令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

「競争入札に付し入札者がないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札に付したが、応じる入札者がいなかったときです。また、「再度の入札に付し落札者がないとき」とは、競争入札に応じる入札者はいたが、予定価格の制限の範囲内(で最低制限価格以上)の価格で入札した者がなかったため、直ちに再度の入札に付したものの、なお落札者がいなかったときです。

ただし、このような場合に必ず随意契約としなければならないのではなく、上尾市では原則として、一般競争入札では入札参加条件の変更、設計の見直し又は競争入札方法を変更し、また指名競争入札では、設計の見直し又は指名業者の入れ替えを行って再度の競争入札を行うこととしています。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(政令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の結果、落札者が決定したにも関わらず、規定の期間内にその落札者が契約を締結しない場合は、改めて競争入札を行う時間がない場合もあるため、当該落札価格の範囲内で他の者と随意契約をすることができます。

ただし、この場合は、履行期限を除くほか、予定価格、入札の条件を変更することはできません。本号を適用して随意契約を行う場合は、順次、次順位の者から見積書を徴取し、落札金額の範囲内において契約を締結することになります。

見積徴取の結果、全ての入札参加者が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、改めて競争入札を行うものとします。

6 留意事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、次の 点に留意し行ってください。

(1) 根拠法令等の明確化について

随意契約による場合は、競争入札にできない例外的措置であることを認識しなければなりません。そのため、第3者が納得できる理由を明らかにした上、前述した政令第167条の2第1項第1号から第9号までの中から適合するものを選定してください。 1者随意契約は、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとします。

(2) 有利性の説明について

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を 徴取し、価格を比較検討し、原則として、最も有利な価格で見積書を提出した者を 契約の相手方としてください。なお、価格の有利性よりも優先する場合は、第3者 が納得できる理由を明らかにしなければなりません。単に過去の実績や「業務に精 通している」、「業務内容を熟知しており信頼度が高い」、「特殊な業務」等を理由に 随意契約とすることは適切ではありません。

(3) 市内業者等の優先的選定について

随意契約であっても、競争入札参加資格者名簿に登載された者から選定します。 地元企業の育成及び地域経済活性化を図るため、原則として市内業者を優先して選 定してください。

ただし、受注可能と思われる市内業者等が1者のみの場合は、競争の理念に基づき、市外を含めた2者以上の業者による見積徴取を行ってください。

なお、少額で内容が軽易な契約又は特定の業務の契約であれば、少額等随意契約 希望者登録者名簿(契約検査課ホームページに掲載)に登載している業者から選定 することができます。

(4) 特命随意契約とした理由の説明について

特命随意契約とする場合は、透明性を高めるため、特命にすると判断した業者選定の経緯(契約の目的、設計内容の確認、調査、協議内容、本契約に該当する理由など)を明らかにする必要があります。この場合、必ず以下の点について発注担当課で確認してください。

- ① 他の所属において類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、その契約状況を確認すること。
- ② 近隣自治体等で類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、

その契約状況を確認すること

- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、選定できる業者が1者しかない状況を具体的に説明できること
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、法令の改正や状況変化により、現在も 競争入札ができない状況であることを確認すること
- ⑥ 内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)により、競争入札ができないか確認すること

(5) 見積書の徴取について

見積書は、各業者から直接提出させてください。(郵送は認められません) なお、談合を助長する恐れがあるため、見積書の提出日時は、同じ日時としない ようにしてください。

業者がいったん提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をさせてはなりません。 また、市が訂正、加筆等するようなことはあってはなりません。

発注担当課においては、起工伺や見積徴取など、複数人によるチェックに努めてください。

(6) 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方としている場合は、社会状況等の変化 や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に 前年度から漫然と継続することがないよう留意してください。

(7)技術提案による企画の競争について

価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争(プロポーザル 方式・コンペ方式)を行うこともできます。ただし、企画競争は、公平性、透明性 を確保するため、競争参加者の選定は公募とすることや提案の選考は市職員以外の 有識者を含んだ審査会によること及びあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目 により行うよう努めてください。

(令和元年12月現在、中止しております)

(8) 一括再委託等の禁止について

契約の相手方が契約を履行するに当たっては、契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託等することは禁じています。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託等とする必要が生じた場合は、再委託等を行う必要性や業務の範囲、金額及び再委託等を行う相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、発注担当課で妥当性を審査してください。

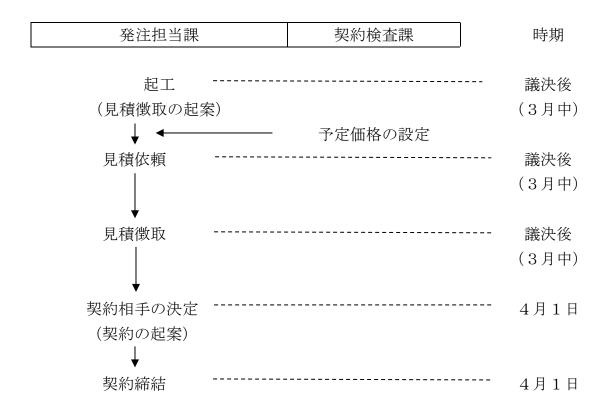
7 新年度当初から履行が必要な契約の準備

政令第167条の2第1項各号の規定により随意契約とするもので、新年度当初から履行の必要がある契約(債務負担行為の設定をしないもの)については、当該年度の当初予算の議決を経てからの発注となります。以下の事務の流れに沿って契約事務を行ってください。

一般的に施設管理の業務委託契約など施設運営にあたり1日も欠かすことなく業務を履行する必要があるものについては、契約締結日を4月1日とする必要があります。この手続きは、4月1日に契約をしなければならない業務の履行に空白期間が生じないようにするための措置です。

なお、競争入札に付し、新年度当初からの履行が必要な契約(施設管理等にかかる 業務委託契約など)については、入札を前年度中に行う必要があるため、債務負担行 為を設定して前年度中に契約事務を行います。

【事務の流れ(随意契約)】



8 公表について

随意契約で締結した契約は、契約事務の透明性及び公正性を確保するため、ホームページにより公表します。(担当:契約検査課)

○公表対象

政令第167条の2第1項第1号から第9号の規定により随意契約としたもの。 ただし、第1号(予定価格が少額であるもの)は、工事の請負に限ります。

○公表の内容

【第1号、第2号、第5号から第9号】

- ① 発注所属
- ② 契約の名称
- ③ 政令第167条の2第1項の該当号
- ④ 契約の相手方となった者の称号又は名称
- ⑤ 契約を締結した年月日
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 随意契約によることとした理由

【第3号、第4号】

- ① 契約の名称
- ② 契約の内容
- ③ 契約の発注の見通し
- ④ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- ⑤ 契約の相手方となった者の名称及び住所
- ⑥ 契約を締結した年月日
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 契約の履行の期限又は期間
- ⑨ 契約の相手方とした理由